

第3号議案 2020年度活動方針の提案

1 基本的な活動の方向性

基本的には2019年度と変わりはありません。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、京都府にも緊急事態宣言が出されており、これが解除されない限りは、セミナー・講演会等の行事は自粛せざるを得ない状況にあります。

従って、活動計画は従来通り立てて、事態の推移を見つつ活動を再開していくこととなります。この点が、従来の年度とは違った動きになると思いますが、新型コロナウイルスの混乱が終息することを祈りつつ、出来るだけ早く活動が再開できるよう準備をしていきたいと思っております。

2 具体的な活動方針（案）

本年度は、当法人の活動内容を紹介したリーフレットにある「四つの活動の柱」の掲載内容を引き続き見直します。

（1） 情報発信活動

季刊「あったか情報」の発行に際しては、当会の進める教育事業や相談事業など活動の現状を紹介するとともに、HPの更新と連動させることにします。

（2） 相談活動

京都府からの委託事業では、二人の理事の力を得て相談事業や研修事業とそれに係る事務手続きを担って頂き、スムーズに処理ができました。京都府との窓口、具体的な担務表の作成、執務実績の集計、契約の更新、事業報告書の作成に引き続き関わって頂くことにします。

（3） 教育活動

①ラポール学園との委託事業

労働関連法教育事業については、高校生、大学生、専門学校生を対象にした教育事業と社会人を対象にしたセミナーの開催に二分されています。それぞれ担当者を設けて運営を進めます。

進捗状況の集計や報告を含めラポール学園との窓口になって頂くことにします。これらの活動は定期的な「講師陣会議」を開催し進めます。

また大学生の就活支援に向けては、同志社大学の川口章先生のご協力を得てシンポジウムを企画していきます。

②秋季セミナーの開催

新型コロナウイルスの感染拡大の終息状況を考慮し、具体的な内容については理事会にて検討していきます。

③2021新春交流会の開催

新型コロナウイルスの感染拡大の終息状況を考慮し、具体的な内容については理事会にて検討していきます。

④その他事業

「働き方改革」に伴う各種研修会の開催やリーフレットの作成などを、地方自治体や事業主団体、労働組合などに呼びかけることにします。

(4) ネットワーク活動

当会のネットワーク先は、地方自治体、大学、労働組合、B型作業所、就労支援団体となっています。引き続きこれまでの関係機関との連携を強化しつつ、子育て機関や病院などとも連携を強化し、「くらし」を支えるネットワークの形成に力を投入します。

3 組織・財政活動

(1) 組織活動

当法人を結成し既に15年を迎えます。活動範囲の拡大とともに、会員についても正会員、賛助会員、協力会員に毎年多少の変動はありますが、およそ250名前後を維持しています。

専従職員1人と事務員1名の現状では、社会のニーズに沿った幅広い活動を展開するための体制を維持することはできません。

出来るだけ組織体制を整備・効率化することで拡大した活動を維持、調整することにします。

①事務局体制の強化

昨年度は、労働相談事業、教育事業という二つの委託事業については4人の社会保険労務士の理事による献身的な支えがあり、従前になく事務局の作業が軽減されました。

但し、いつものように年度末から年度当初は事務作業が複層します。当会の活動全般の作業全般の洗い直しを昨年行いましたので、それを参考に作業のマニュアル化など効率的な事務作業に努めます。

②理事会における執行体制の強化

理事会体制の安定化は、同時に高齢化を意味します。他方で現状の理事会構成員は働き盛りでもあり、直接的な関与が難しくなっています。本年は結成15年を迎えるに当たり当会の活動に関われる層の拡大に努めることが求められています。

(2) 財政活動

当会の財政は、委託事業に従事する正会員の寄付金収入に頼っています。その他認定NPO法人としての外部からのまとまった寄付金は今のところ望めないのが現状です。

活動の柱である教育事業・研修会活動においては、講師のご厚意により開催できていますが、広報上の課題もあり参加者の範囲が限られ収益にまでには至っていません。

つまり独自の収益事業に困難があるからと言えます。人が集まり、収益の上がる事業に活路を見出すべきでしょう。正会員の潜在能力を發揮させることが大切です。